

平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 9 回会議要旨

<開催日>

平成 26 年 8 月 28 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 2 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

平野部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員
事務局（3 名）

中山行政管理課長、羽山主査、松本主任

<開会>

【部会長】

平成 26 年度第 9 回新宿区外部評価委員会第 2 部会を開会します。

今回は、前回に引き続き今年度の外部評価に係る部会の意見を取りまとめます。対象は経常事業です。取りまとめの方法等は前回と同様です。

初めに、259「障害児等タイムケア事業」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

まず、各委員からご意見をお願いします。

【委員】

障害を持つ子どもたちへの、特に放課後を中心とした対応について、保護者には深刻かつ重要な悩みがあると思います。それをフォローするタイムケア事業を、区が独自に進めていることは高く評価できます。「手をつなぐ親の会」による運営についても、しっかりした組織であり、いろいろなケア活動も行っているのが、妥当であると思います。

障害児の保護者にとって本当に心配なのは、施設や学校を出た後の生活ではないかだと思います。そういう点では、今後ますます重要な事業になってきます。区独自でかなりの支援をしているので、これを継続してほしいと思います。

【委員】

重要性、必要性ともに高い事業だと思います。

区が、人員配置等に変えて配慮して手当していることが内部評価からわかりますので、ぜひ継続してほしいと強く望みます。あした会だけでなく福祉関係はどこもその傾向がありますが、辞める方が多いなど、人の手当ができなくなるおそれがあることは、大きな苦悩であり、苦勞

も多いと思います。これは、法人がつらいだけでなく、利用者である子どもたちへの影響も懸念されますので、安定した運営と事業ができるように支援してほしいと思います。

【委員】

定員に対し希望者がずっと多いとのことなので、施設の面であったり、専門性をすごく要求される場所であったりと難しい点があるとは思いますが、必要な人が利用できるようにしてほしいと思います。

【委員】

安定して運営できているとは思いますが、先ほどのご意見にもあったとおり、どんどん希望者が増えていて、現状でも定員の3倍を超えていることをみると、量的にも質的にもっと使いやすい制度にすることが求められると思います。

【部会長】

ありがとうございました。

全体に内部評価を支持する意見なので、評価はこれで良いでしょう。

障害者福祉については、基本的に法律でがちがちなのですが、この事業は、比較的区独自の取組があるので、ここは大事にしてほしいと思います。

それから、障害児については、その捕捉が問題となっています。障害の場合は18歳以上と未満で分けるのですが、全国統計で、自治体が把握しているのは、18歳以上の場合90%、知的障害の場合80%程度といわれています。

一方で、子どもの場合は多くて60%、3分の2といわれています。障害児の3分の1を把握できていないと想定するのならば、現状でも希望者に比べ定数が少ないというのは、潜在的な需要と比べると小さいといわざるを得ないと思います。

区が障害児を捕捉することのできない大きな要因として、親が子どもが障害を持っていると思っていない、認めない、それで出さないということがあります。また、自己や病気などによる後天的な障害の場合と比べ、親が、子どもが障害を持って産まれてきたのは自分のせいではないかと自分を責めてしまう部分もあってなかなか表に出てこない場合もあります。

自ら手続ができる人と違い、子どもの場合保護者や家族が何とかしないと子どもたちは必要なサービスを受けることができません。

また、そのような保護者の場合、虐待につながるおそれがあります。障害を持った子どもを育てた経験のある保護者は少ないし、世の中全体の意識も薄いから、歩けないとか動けないことを、その子が悪いとか、駄目だといって、虐待になってしまうケースがあるのです。特に、発達障害の場合、言っても聞かないことなどがあるのでその傾向にあります。

そういった意味で、子どもだけでなく保護者や家族も含めた支援をしなければならないと思います。これに当たっては、例えば「障害児」というラベル張られることに対して、親には相当抵抗感があるので極力そのような単語を使わないようにするなど、保護者の心情にも寄り添った支援をしてほしいと思います。

それから、新宿のような都市部では特にそうですが、近所の支援というのがあまりないので、

障害児の支援を行うことのできる団体の育成が必要です。地区青少年育成委員会などが中心になるとは思うのですが、このような団体は、全国的に構成員の高齢化が進んでいて、若い人が入ってこない。そのため、現状と活動内容のギャップが広がっていて、機動力がなくなってしまったり、意識がずれてしまったりというのが現状だと思います。

【委員】

若い人たちはそういう組織に入っていない。

【部会長】

はい。今の若い人は組織を嫌う傾向にあるようです。それから、育成会に入るのは「自分は障害児の親として生きていく。」といった意識に目覚めた親なのですが、そこに至らないのです。昔は、そういう組織やサービスは全然なかったから、自分たちで作るしかなかった。変な話ですが、現在では相談する場所もサービスもあるので、そこまで至らなくなっているように思います。

【委員】

それは、障害者の世界だけではないですね。

【部会長】

そうですね。

ではまとめますと、事業そのものは賛成だし、進めてほしい。

それに当たっては、障害を持っている子ども、その保護者や家族に歩調を合わせてほしい。良い事業なのでもっと頑張ってもらいたい。そういった趣旨の意見を付すということではいかがでしょうか。

<異議なし>

次に、260「障害者就労支援施設事業運営助成」です。

事業者では都内に施設を維持することは大変なので、助成を行う事業ですね。

まずご意見をお願いします。

【委員】

精神障害者を中心に、事業者が増加しており、重要性の増している事業だと思います。

ヒアリングで、利用者の区民割合を増やすことが課題との説明がありました。助成が区民のお金で行われていることを考えれば区民に還元されるべきとは思いますが、一方で、区民がそうでないかによらず、利用者の心情に配慮しながら取り組んでいただきたいと思います。

【委員】

多様な機能を持つ組織、法人が出ることにより、障害者が就労の機会も増えていくと考えられるため、事業所が増えるのは大変結構なことだと思います。

一方で、助成事業全般にいえるのですが、きちんと趣旨に合った助成が行われているかを確認する必要があると思います。また、補助金に係る事業の執行や補助金の使途について適切な指導を期待したいです。

10か所を超えると確認にも大きな負担があるとは思いますが、施設の安全性等も含めて、業

務管理が適切に行われているのか、指導・監督する責任が区にはあると思います。内部評価にこの視点がみえなかったことは残念です。

【委員】

できる仕事の幅が限られているとともに、就労をする人もその保護者も弱い立場だから希望や要望を出しにくい現状があると思いますので、それをカバーできるような支援体制を確立してほしいです。

それから、いないとは思いますが、補助金や助成金を目当てにするような事業者がいないか、しっかりと目を配ってほしいと思います。

【委員】

これまでに関わった方たちは、事業者もそれを運営している人材もとても優れていた印象がありますから、現状では心配ないと思いますが、そういったチェックは必要ですね。

【委員】

そうですね。いろいろな事業所が出てくる可能性があります。全てを良しとするのではなく、しっかりとチェックすることが必要であり、どのようにそれを進めていくのが今後の課題だと思います。

【委員】

指定管理者制度導入施設の場合のように、第三者による評価なども必要だと感じます。

【部会長】

大変重要な指摘だと思います。

この制度の厄介なところとして、ソフト面は区が補助しているけれど、施設整備等のハード面は、障害者総合支援法等の規定に基づく国庫補助、つまり国の制度が前提にあって、それに乗っかっているということがあります。

経営の上乗せだけをみれば区が100%なのですが、土台は完全に国の事業なので、国の事業がなくなれば、区の事業も立ち行かなくなる。障害児の場合は区単独でやっていますが、こっちは国の制度が前提の制度なのです。

それから、障害者就労の領域は、障害福祉計画を各自治体で作って、何人を授産施設に入れるのかとか、授産施設から何人を一般就労に移すのかといった目標を定めて、各自治体はその目標を達成するために努力をしています。この目標は3年ごとに見直すのですが、低い目標を設定すれば「それでいいのか」と、高い目標を立てても達成できなければ「何をやっているのか」といわれますから、目標の設定も達成もすごく大変なのです。

結果的に事業者の取り合いのような形になるのですが、先ほどのご意見にもあったとおり、障害福祉の分野には、以前と比べて一般企業など様々な主体が参入してきています。一般企業は利潤を上げることを第一の目的としますから、当然そういう場所に施設を作りたいがります。新宿の場合、地代が高いことが事業者にとっては大きな問題になりますから、施設の借上げ費を助成するというのは理にかなった助成だと思います。品物を減らしたり従業員を減らしたりはできても、地代は同じですからね。逆にいえば、借上げ費をある程度出してあげないと、参

入できない状況を示しているといえます。これをしないと、一般企業などは多分ほかの区に流れてしまうのでしょうか。そういう意味では切羽詰まった状況があるのだと思います。

あと、特に精神障害を抱えている方が増えています。精神障害というのは、身体障害や知的障害と違い、生まれつき抱えていることはごくわずかです。例えば統合失調症は大体18歳以上の方が発症します。躁鬱病やアルコール依存症などもそうですよね。ほとんどの精神障害というのは後天的なのです。社会にストレスが溜まると、たくさん出てくるから、現在は増加傾向にあります。また、会社もアルコール依存症の人はすぐに出してしまうし、病院もそんなに置いてくれないでしょうから、居場所もなくなってしまいます。それで結局どんどん増えていってしまうのだと考えられます。

この辺りは今後大きな課題になってくるでしょうね。

では、評価をまとめますと、全体の方向性としては、内部評価にある「手段改善」という方向性を支持することで良いと思います。改善に当たっては、区民のお金を使っていることを踏まえ、区民が納得できる投資効果を出して、区民にペイしてほしいということ、それから、事業者への適切な指導、監督、評価をしっかりと行ってほしいということを中心に意見を付しましょうか。

【事務局】

評価ということだと、東京都が行っている福祉サービス第三者評価があり、結果の公表等も行っていますが、それとは別に区が行うべきではないかということでしょうか。

【部会長】

そうですね。

第三者評価というのは地域特性などをみていない一般的な評価です。なので、新宿区の地域特性や区民へのリターンなどに対する評価や、区が単独で上乗せをしたことによる効果測定など区に特化した評価、そういうものを考えてほしいと思います。

この事業についてはよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次に、265「福祉手当等の支給」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

これも大部分は国や都の制度ですね。

まずご意見をお願いします。

【委員】

支給を受けられる人全てが平等に支給を受けられるようにしてほしいと思います。

【委員】

そうですね。該当するはずの人が知らなくて漏れることのないよう継続してほしいです。

【委員】

対象者を積極的に増加させるものではありませんから、区民への周知を的確に行っていくこ

とが重要です。指標設定をみても今後対象者の増加が見込まれるようですから、新たに対象となる方にしっかりと周知してほしいと思います。

【部会長】

そうですね。

特に、原爆被爆者への見舞については、先日原爆症の認定基準が変わりましたから、新たな対象者がいないか、しっかりと確認してほしいと思います。

【部会長】

ではまとめますと、基本的には法定受託事務であり、区が内容を変えられるものではないので、該当する人にしっかりと周知して、漏れなく支給できるよう頑張してほしいということになるのでしょうか。

<異議なし>

次に、264「障害者地域生活支援事業」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

まずご意見をお願いします。

【委員】

区の独自の事業も含め、八つの事業を大変きめ細かく実施しており、障害者が地域で安全・安心に暮らせるようフォローができていていると思います。

特に相談支援については、ベースになる事業であり、ここに力を入れていることがヒアリングを通してわかったので安心したところです。

そのほかのコミュニケーション支援、移動支援、日中支援事業等についても適切に実施されていると評価しています。

ぜひ継続してほしいと思います。

【委員】

障害者が地域で生活するために、こんなにもきめ細かく配慮しているのかというのが率直な感想です。一人一人の障害者がきちんとそのサービスが受けられるよう、十分な周知が必要だと思います。それから、現状に満足することなく、障害者のニーズを的確に反映した改善をしてほしいと思います。

【委員】

サービスを効率的かつ有効に活用するためにも、「サービス等利用計画」の早急な浸透を願います。

【委員】

たくさんの支援を受けられるようにしていることは高く評価できると思います。障害については、早期発見が重要です。また、障害と一生付き合っていく必要があります。住み慣れた地域で最後まで暮らしていくためにも、区による支援の必要性は高まっているため、更なる推進に期待します。

【部会長】

ありがとうございました。

全体として、内部評価と外部評価は一致しています。法定のところもきめ細かく実施しているし、上乗せの部分もしっかりやっているので、積極的に評価することで良いでしょう。

ただ、確かにメニューは一杯あるのですが、国が作ったメニューのとおりで、区独自のものが少ないのは少し残念です。国が作ったメニューへの上乗せはしており、それはそれで良いのですが、新宿区の地域特性や問題を踏まえた、新宿ならではの事業もあって良いと思います。例えば、外国人が多い地域特性から、外国人で障害を抱えている方向けの支援を行ったり、大学病院が多いため難病の方が多いため地域特性から難病の方向けの支援を充実したり、難病の方への地域の理解を深めたり、いろいろなことが考えられると思います。

今後、そういった区独自の支援も検討してほしいと思います。

【委員】

障害者にとって都会は住みにくいのでしょうか。

【部会長】

はい。それは障害者の意見などからはっきりしています。

確かにエレベーターなどのハードは整備されていて便利ですが、人との関わりがないので、例えば車椅子の方に対して、地方では周りが手を差し伸べる場面でも、都会では「そっちでやって」とか「何か用があるのならヘルパーを呼んで」といった対応を取られることが多いといわれています。

【委員】

周りの環境とか、医師の対応なども違うかもしれませんね。

【委員】

悔しいというか、残念ですね。

【部会長】

ハードや制度など、いろいろな資源は都会のほうが圧倒的にあるにもかかわらずですからね。

【委員】

広さや動きやすさもあるのかもしれないですね。

【委員】

気候風土なども。

【委員】

制度を一生懸命整えれば整えるほど、そういった周りとの関わりが薄くなっていく側面もあるのかもしれません。

【部会長】

そうですね。

これもまた新宿の地域特性といえるかもしれません。

この事業についてはよろしいでしょうか。

<異議なし>

次に、262「障害者への自立支援給付等」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

自立支援法の本体部分ですね。

まずご意見をお願いします。

【委員】

何をもって障害者の「自立」というかはいろいろな考え方があると思いますが、就労というのは一つの裏付けになると思います。この観点から、将来性のある支援に期待したいと思います。新宿には多くの企業や病院がありますから、これらと連携した取組が期待できるのではないのでしょうか。

障害者の多くを占める身体障害者については、かつて地場産業や印刷製本業で活躍していたことを踏まえれば、もっといろいろな場面で活動できるのではないのでしょうか。

【部会長】

おっしゃるとおり、以前は聴覚障害の人たちがたくさん印刷の業界で働いていましたが、今では随分と減ってしまいましたね。

【委員】

個人商店が減るにつれて、障害を持った人の受皿も減っているように思います。

【委員】

障害者の法定雇用率というのはありますよね。

【部会長】

民間企業ですと2%以上ですね。50人以上の企業が対象となります。

ただ、経営状態の厳しいところでは余裕がないのも実態だと思います。

また、大企業だと下請けの子会社などでまとめて雇用をすることで法定雇用率を達成するような傾向にあるようです。

それから、就職率だけでなく賃金も大きな課題です。

例えば聴覚障害の場合、就職率は意外と高いのですが、行ける職場に限られるため、給料が伸びない現状があります。逆に、視覚障害は就職率は厳しいのだけれど、視覚障害と比べれば給料が伸びやすいようです。日本の企業の仕組みとして、偉くなると給料が上がる形が一般的なのですが、聴覚障害者は、部下からの報告を受けて指示を飛ばすことが困難ですから、なかなか偉くなることができないのです。電話を使えないことも大きいですね。

また、新規に障害者を雇うのではなく、入社後に精神障害となった人を人数としてカウントしているところも多いようです。もちろん、これまでは精神障害に掛かるとすぐに辞めさせていたことを考えるとメリットはあるのですが。

【委員】

実態として、法定雇用率は達成できているのでしょうか。

【部会長】

達成率はまだ50%強ぐらいといわれています。

【委員】

そこが上ってくれば、就労の幅も広がるのでしょよね。

【部会長】

そうですね。

では、続いてご意見をお願いします。

【委員】

内部評価やヒアリングの範囲では、区も頑張っていて、効果的に実施されていると評価できると思います。

【委員】

早急にサービス利用計画が整い、各種のサービスを適切に利用し、障害者も自立して充実した生活ができるよう、適切に事業が進むことを望みます。

【委員】

区が給付事業の実施主体としての責務を有し、適切に実施されていると評価します。

【部会長】

ありがとうございました。

全体に評価は高いようですが、障害者の就労に向けた取組については、更なる推進に期待したいという意見になっています。

障害者就労でもう一つ大切なのは、同情では駄目ということですね。やっぱり質で勝負しないと。

【委員】

そうですね。

【委員】

知的障害の人などは、自分に合った仕事を見つけることができれば、とことんそれを極めていくことができるから、質もどんどん良くなると思いますね。

【部会長】

そうですね。例えば、指定障害者支援施設「こころみ学園」が運営している「ココ・ファーム・ワイナリー」ですと、海外等で大規模生産されるワインに対して、時間を掛けて良いものを作るようにしています。時間を掛けてしっかりやることを強みや価値にしているのです。こういう取組は広がってきていますね。

それから、障害者の自立を考えたときに大きなテーマとなるのが、特に知的障害を持った方の保護者の高齢化です。自分が亡くなったら、誰がこの人を面倒見てくれるのかと心配して、施設に預けたり、誰かほかの親族がいたりすれば良いのですが、自分が亡くなったら誰も考えてくれない状況に陥ると、最悪の場合、親子心中してしまうこともあります。一般的には、子どもには少しでも長く生きてほしいと願うと思いますが、それ以上に、子どもより自分のほうが一日でも長く生きなければいけないという、子どもを思うゆえに逆の発想になってしまうのです。こういった保護者に対する支援も今後必要になってくると思います。

この事業についてはよろしいでしょうか。

<異議なし>

次に、266「心身障害者への助成」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

まずご意見をお願いします。

【委員】

在宅生活を支えるために様々な事業展開をされているため、特に批判するような部分はありませんでした。今後も適正に助成を行うことを望みます。

【委員】

サービスが必要な人のところに適切に届くことが一番の課題だと思います。今後も、いろいろな事業を充実させてほしいと思います。

【委員】

必要な人にとってはとてもありがたい制度なので、漏れがないよう周知徹底をお願いします。

それから、サービスが過剰にならないよう、特に必要のない人にまでサービスが行きわたってしまわないよう見極めをお願いしたいと思います。

【委員】

率直に言って、内部評価の内容は、特に移動支援の部分について、身体障害者の視点に立っていないように感じました。国や都のお金に上乗せをして配っていれば良いとみえてしまいます。評価の視点が根本的に間違っているのではないのでしょうか。

歯科診療などについては妥当だと思うので、一応評価は「適当である」にしましたが、障害者の実態を把握して、「生活圏の拡大」とは何なのか、もう少し障害者の立場で考えなければいけないと思います。

例えば車椅子で区内を走ると本当に危ないし、怖い。こういった実態を区の担当者がどこまで把握しているのか、疑問に感じます。タクシー、燃料費及び自動車運転教習費については、もう少し手厚い支援ができないか、ぜひ検討してほしいと思います。

【部会長】

自動車運転教習費については、実績もあまりないですよ。

【委員】

あまり免許を取りたがらないのでしょうか。

【部会長】

教習所がないというのも大きな課題かもしれません。

特に、重度の障害者の教習をやっているところは非常に少ないですから。

【委員】

ご家族や支援者がいる人ならば、自分で運転しなければいけないこともあまりないのかもしれませんが。それから、新宿の特徴として、交通機関が発達していたり駐車場があまりなかったりと、自分で車を持つ必要性があまり高くないこともあるかもしれません。

【委員】

駐車料も高いですからね。

【委員】

とはいえ、自動車は、障害を持っている方にとっては必需品ともいえますよね。ご家族の支援が受けられない人にとってはやはり重要な取組だと思います。

【部会長】

地域で生活するための重要な手段ですからね。

それから、障害者の生活圏を広げるときに問題となるのがトイレです。使えないトイレが多く、切羽詰まってしまうのです。それから、店舗などで、入口が狭かったり、商品の配置・配列が悪かったりして、車椅子が入れなかったり通れなかったりすることがあります。

障害者の生活圏の拡大を考えるのであれば、こういった社会全体に目を向ける必要があるでしょう。

では、評価としては「適当である」としながら、生活圏の拡大という視点から事業を見返してほしい旨意見しましょう。

<異議なし>

次に、267「在宅重度心身障害者への助成」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

まず、ご意見をお願いします。

【委員】

実績の少ない事業を見直すなど、しっかりと精査して事業を進めているので、適当だと思います。

【部会長】

事業の方向性が「継続」になっているのは不思議な感じがしますね。

【委員】

そうですね。「手段改善」ではないのでしょうか。

【事務局】

八つの予算事業の一つを事業廃止にはしているのですが、実態としては、区が独自にやっていたものを、法律に基づく類似のサービスが実施されることになるというものであり、全体の方向性をみればこれまでと大きく変わるものではないという判断だと思います。

【部会長】

事業の総枠は変わらないということですね。

【委員】

267-7「在宅重度心身障害者への助成」についても、ホームヘルプや移動支援などのサービスが充実してきているため、以前から使っていた方に対してだけサービスを提供しており、新たな方の募集はしていないとのことでしたよね。なので、これも今後見直しがされていくのだと思います。

【委員】

そうですね。

【部会長】

これは、別に在宅重度心身障害者がいなくなったわけではなく制度の問題です。

そもそもなぜこの制度ができたかという、脳性麻痺の人には常時の付添いがほしいという要望を受けたためです。元々ホームヘルパーはあったのですが、ホームヘルパーというのは家に来て家での援助をするものです。だから「訪問」介護なのです。ところが、脳性麻痺の人たちの場合には、できれば外出するときの付添いも一緒にやってほしい、24時間一緒にいられるようなサービスがほしい、脳性麻痺の人はどうしても言葉が聞き取りづらいから、コミュニケーションをうまく取れる人がいてほしいといった要望があり、普通のヘルパーでは合わなかった。そこで、都が総合的な派遣制度を作ったのです。

その後、法律制度が変わって、重度訪問介護の対象が、知的障害及び精神障害にも拡大されました。これも、同じように24時間一緒にいて、外出も付添いも見守りもするという制度で、今はみんなそちらのサービスを受けています。なので、この事業そのものは見直しの時期に来ているわけです。

一方で、この制度ができたときから使っている人たちには引き続きこれまでの制度を使い続けたいと考えている人がいること、重度訪問介護は身障手帳が1級でないと使えないこと、重度訪問介護は、資格を取得したヘルパーでないと担えないため、自分の身近な人をお願いできないことなどの課題があるため、既存の制度は残っているのですが、最終的には国の制度に変わっていくものと思います。

では、続いてご意見をお願いします。

【委員】

必要な制度ですから、適切に提供されることが大前提です。

経常事業全般にいえることなのですが、利用者が少なかったり、次に新しい制度ができたりしたときには、今回のような評価によらずとも、適宜見直しをしてほしいと思います。

【委員】

介護者のリフレッシュも必要ですから、そちらのケアもお願いしたいと思います。

【部会長】

介護人休養サービスなどを行っていますね。

ただ、何をもち「リフレッシュ」というのかは難しいところですね。

【委員】

預かってもらうのが一番だと思います。

【部会長】

日本の福祉も考えたほうが良い部分がありますよね。

例えば、ホームヘルプは意外と助けにならない場合が多い。だから、今はデイサービスの方を進めていますよね。

それから周りの理解です。リフレッシュのために2時間預かってもらっても、遊びに行ったら周りから白い目で見られるので、結局そういうことがしにくいといった話を聞いたことがあります。そういうところも含めて、何が本当の「休養」になるのか、考えたほうが良い。お金を出せば良いというものではないと思います。

【委員】

高齢者の介護なども、在宅にシフトしていますが、実際にはすごく大変だと思います。

【部会長】

そうですね。やはりその辺りを割り切れていないのでしょう。ヘルパーが来ている時間は自分たちの時間だから出掛けようと割り切って、周りもそれを普通のこととして受け止める土壌が必要なのだと思います。

また、ホームヘルパーについても、「お客さんを迎える」という意識が働いてしまっているように思います。ヘルパーを迎えるために掃除をしていたら腰を痛めてしまったなどという話も聞いたことがあります。

【委員】

制度を整えるだけでなく、安心して預けられる、休養できる社会にする必要があるのですね。

【部会長】

そう思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

<異議なし>

経常事業の取りまとめは以上となります。

次回からは、計画事業の取りまとめを行っていきますので、引き続きよろしくお願いします。

では閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>